

ふがごときこれ也、

〔語意考〕六月をみな月といふは、加美那利月の上下を略けり、十月は陰月にて雷のならねば、かみ無月といひ、六月は専ら雷の鳴故にむかへて此名有、雷をかみとのみいへる事、古への常也、

〔続苑日涉七〕民間歲節下

十月謂之上無月○中、按、上無、本邦律名、云加彌模、本名鳳音、樂家相傳爲應鐘、應鐘十月律也、故呼是月爲上無月、俗或作神無、以國讀近誤耳。

〔倭訓采加前編六〕かみなづき 十月をいふ、十は數の極なれば、數皆月の義といへど、神嘗月の義なるべし、我邦の古へも西土にも、神嘗祭は十月なりし事其證多し、古說に神無月の義とし、出雲の故事をいひ傳へり、新續古今集に、

逢ふことを何にいのらん、神無月をりわびじくもわかれぬる哉、大物主神の八十萬神を帥ひて、天にのぼりたまふは此月也と、出雲國造家の說也、或は雷無月の義なりといへり、

〔古今要覽稿時令〕かみなづき十月、かみなづきは十月の和名なり、皇國にてかみな月の名目が始てみえしは、甲寅年冬十月丁巳朔辛酉と日本天皇紀神よまれたり、夫より以下は十月鐘禮爾相、有、黃葉アハ乃アハと萬葉アハいひ、十月鐘禮乃雨丹アハとも、十月雨之間毛不置アハとも同上みえたり、古今和歌集以下は、舉るにいとまあらず、扱十月を神無月といふは、雷のなき月ゆへ、かみな月と義公御仰られし、又神無月といふによりて、無陽などいふもあまりに事むづかし、月令に雷聲ををさむる時なれば、雷無月なるべしと類聚アハ名いへり、又說に應鐘の玄らべ、日本にては上無調といへり、應鐘は十月の律なれば、上無月といふ義也と聞私記、続水見、いへり、十月の律、上無調といふ事は、はやく拾芥抄にみえたり、されば此月を上無月と書ても、玄かるべしと思ひしに、かみな月と云は、上無月なるべきか、元は上を書して、後に神の字にかへたるは、上無と書ては、名目あたる所ありてよ